

山梨県立青少年センターにおける

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日

(令和2年6月19日改訂)

(令和2年7月10日改訂)

(令和2年10月1日改訂)

(令和3年4月1日改訂)

(令和3年7月12日改訂)

【3密の回避】

(1)換気設備の設置等（「密閉」の回避）

① 会議施設

以下の方法で必要換気量を確保する。

〈本館〉30分に1回、5分程度、2方向の窓もしくはドアを全開にする。

〈リバース和戸館・別館〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時30 m³の必要換気量を確保する。

② 体育施設

以下の方法で必要換気量を確保する。

〈体育館〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時60 m³の必要換気量を確保する。

〈体育館更衣室〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時30 m³の必要換気量を確保する。

〈プール〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時60 m³の必要換気量を確保する。

〈プール更衣室・シャワー室〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時30 m³の必要換気量を確保する。

〈体育室〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時60 m³の必要換気量を確保する。

〈トレーニング室〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時60 m³の必要換気量

を確保する。

〈リバーズ和戸館更衣室〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時 30 m³の必要換気量を確保する。

(2)施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 施設ごとに、利用人数の上限を設定し、施設内の密集を防ぐ。
- ② 施設ごとに、利用時間の制限を行う。

(3)人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 受付窓口にアクリル板を設置する。
- ② 利用者との接触を防ぐため、利用料金の徴収はトレー等を使用する。
- ③ 受付は代表者 1 名で行うこととし、窓口に並ぶ場合は立ち位置の表示により対人距離を確保する。
- ④ 最低 1 m（マスク着用のない場合は 2 m）の対人距離を確保する。
- ⑤ 至近距離での会話や発声、接触を避ける。
- ⑥ 利用が終了したら、速やかにかつ密集しないように退館する。

〈会議施設〉

- ① 机 1 台に 1 人掛けまたは座席を 1 つおきとする。机を使用しない場合は、一人あたりの専有面積を最低 3 m²以上とする。
- ② 座席の配置は、横との間隔は 1m、前後は交互に配置し間隔を 1m確保する。（マスク着用がない場合は 2m）

〈体育施設〉

至近距離での人との接触を避け、工夫して利用していただく。

【その他の感染防止対策】

(4)マスクの着用

- ① 職員はマスクの着用を遵守する。
- ② 利用者にはマスクの着用を促す。マスクを着用できない場合は、人との距離を 2m以上確保する。

(5)手洗い・手指消毒

- ① 職員は定期的到手洗い、アルコール等による消毒を実施する。
- ② 各施設入口および受付窓口に消毒液を設置し、利用者に対し、利用前と利用後の手指消毒を促す。

(6)体調チェック

①職員

業務開始前に検温・体調確認を行う。平熱より熱が高く、軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢症状等の症状がある場合は出勤停止とする。

②利用者

- ・来館前に検温と体調確認を各自で行い、平熱で、体調が良好な場合は利用を認める。
- ・個人利用者（プール、リバーズ和戸館トレーニング室）は、受付窓口にて体調確認を行う。
- ・感染発生時に備えて、利用者の連絡先を確認する。また、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す。

(7)トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ トイレの入り口付近に消毒液を設置する。

(8)休憩スペースのリスク軽減

- ① 共有スペース（本館2階・居場所スペース、本館3階ロビー、リバーズ和戸館ロビー等）は使用禁止とする。
- ② 食堂に昼食を注文した場合は、人と人との距離を確保し、対面での飲食は控えていただく。
- ③ 宿泊者の食事の場合は、宿泊室ごとに着席する。宿泊室が別の人と人との間にアクリル板を設置する。※宿泊室が同一の場合はアクリル板はなしで

も可。

- ④ 食堂に HEPA フィルタによるろ過式で風量が毎分 5 m³以上の空気清浄機を設置する。
- ⑤ 食堂に二酸化炭素濃度測定器を設置し、1000 ppmを超えた場合、即座に窓を開放し換気をする。
- ⑥ 食堂に消毒液を設置する。

(9)喫煙スペースの使用制限

喫煙スペースは密にならないように使用していただく。

(10)清掃・消毒

- ① 不特定多数が触れる施設内の場所や物品等は、消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、定期的に清拭消毒を行う。
- ② 利用後の会議室内のドアノブ、机、椅子等および貸出品は消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、清拭消毒を行う。
- ③ 利用後の体育施設、設備および貸出品は消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、清拭消毒を行う。

【施設ごとの注意点等】

(11)会議施設の利用にあたって

- ① 利用時間は規定の時間内とし、延長利用は不可。ただし、利用者が利用前後に消毒をし、時間内に終了すれば延長利用は可能とする。
- ② 各部屋の利用人数は必要換気量等に応じた人数とし、最大 50 名（多目的ホール）までとする。
※多目的ホールは、椅子のみで、座ったままの（座学）利用であれば、最大 90 名まで利用可能。ただし、詳細については協議が必要。

(12)体育施設の利用にあたって

- ① 大声を出す利用は控える。

- ② 利用者は、利用後に使用した設備、貸出物を消毒する。
- ③ 延長利用については、1時間のみ可能とする。
- ④ 競技会利用は要相談。
- ⑤ 更衣室・シャワー室は間隔を開けて利用する。
- ⑥ プール採暖槽は使用禁止とする。
- ⑦ 全面を使つての最大利用人数は下記の通りとする。利用方法については、その都度協議する。
 - 〈本館体育館〉 50 名
 - 〈リバース和戸館体育室〉 25 名

(13) 宿泊室の利用にあたって

- ① 宿泊は1日1団体のみとする。
- ② 各部屋、換気設備を稼働し、一人あたり毎時 30 m²の必要換気量を確保し、宿泊人数は最大 34 名までとする。
- ③ 入浴はシャワーのみとし、浴槽は使用禁止とする。

(14) その他

当該ガイドラインを遵守できない者は、施設の利用ができない場合がある。

(15) チェックリストの作成・確認

感染拡大予防ガイドラインを遵守しているか確認するため、各項目についてチェックリストを作成し、毎日確認を行い、県に報告をする。